

災害見舞金

(単位:円)

災害見舞金	<p>風水害などの自然災害, 火災など(交通事故を除く。)が発生したときに, 被災者もしくはその遺族に次の基準で見舞金を支払う。(義援金の配分がある場合を除く。)</p> <p>①災害による死亡者 1人につき 18,000円 ②全焼、全壊家屋 1世帯につき15,000円 ③半焼、半壊家屋(床上浸水) 1世帯につき10,000円</p>	7,815,423
-------	---	-----------